

こ成母第 325 号  
令 8 年 3 月 27 日

(別紙宛先) 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について (周知依頼)

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいている  
ところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和 8 年内閣府令第 12  
号) の公布について、別添のとおり、こども家庭庁成育局長から、各都道府県母  
子保健主管部 (局) 等宛に通知しました。

貴職におかれましても、今回の母子健康手帳の府令様式の改正等について、貴  
会会員に御周知いただくとともに、今後とも、母子保健事業の円滑な実施に御協  
力いただきますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会会長  
公益社団法人日本産婦人科医会会長  
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長  
公益社団法人日本小児保健協会会長  
公益社団法人日本小児科学会会長  
公益社団法人日本小児科医会会長  
公益社団法人日本歯科医師会会長  
公益社団法人日本看護協会会長  
公益社団法人日本助産師会会長  
公益社団法人日本栄養士会会長  
公益社団法人日本薬剤師会会長

こ 成 母 第 322 号  
令 和 8 年 3 月 27 日

各 

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

こども家庭庁成育局長

母子保健法施行規則の一部を改正する府令の公布について

本日、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「府令」という。）の一部を改正する、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 12 号。以下「改正府令」という。）が公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないこととされており、同条第 3 項に基づき、府令第 7 条において母子健康手帳の様式が定められている。

今般、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種として、RS ウイルス感染症が対象疾病とされ、初めて妊婦を対象とした母子免疫ワクチンを用いた定期の予防接種が実施されることから、母子健康手帳の様式について所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

府令様式第三号（母子健康手帳の様式）のうち、「予防接種の記録」の欄にRSウイルス感染症を追加する改正を行う。

## 3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行すること。
- (2) 改正府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
- (3) 改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。
- (4) なお、その間の接種記録の記載については、「RSウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について（依頼）」（令和8年2月20日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、こども家庭庁成育局母子保健課連名事務連絡）中「（4）母子健康手帳における接種記録と予防接種済証の取扱いについて」でお示ししたとおり、母子健康手帳の任意記載事項様式に設けている「その他の予防接種」の欄に記載いただくよう、医療機関へも周知をお願いします。

### 【添付資料】

- (別添1) 「RSウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について（依頼）」（令和8年2月20日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、こども家庭庁成育局母子保健課連名事務連絡）
- (別添2) 官報「母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第12号）